国東整規第２１号

東北地方整備局事業評価監視委員会規則を次のように定める。

平成１５年　６月２４日

東北地方整備局長　浜　口　達　男

東北地方整備局事業評価監視委員会規則

（趣旨）

第１条　本規則は、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等（平成１５年３月３１日付け、国官総第 702 号の 2、国官技第 351 号の 2、国土交通事務次官通達）(以下、「要領」という。)に基づいて東北地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第２条　委員会は、東北地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

一　整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案）及び対応方針（案）の提出を受け、審議対象事業について、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。

二　再評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針（原案）に対し意見がある場合には、局長に対して、その具申を行うこと。

三　事後評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）について審議を行い、対応方針（案）に対し意見がある場合には、局長に対して、その具申を行うこと。

（委員会の委員及び組織）

第３条　委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

２　委員会は、原則として１１人以内で組織する。

３　地域の実情及び専門的な分野を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域あるいは専門分野担当の委員を委嘱することができる。

４　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　委員は、非常勤とする。

７　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

８　委員長は、会務を総理する。

９　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、審議方法を定めた東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領を定める。

（委員会の庶務）

第５条 委員会の庶務は、東北地方整備局企画部企画課・港湾空港部港湾計画課において処理する。

（施行）

第６条　本規則は、平成１５年　６月２４日から施行する。

２　本規則の施行に伴い、「東北地方整備局事業評価監視委員会規則（平成１３年７月１７日国東整規第５６号)」は、廃止する。